

平成29年第1回上里町議会定例会会議録第2号

平成29年3月6日（月曜日）

本日の会議に付した事件

日程第 6 一般質問について

出席議員（14人）

1番 飯塚賢治君	2番 戸矢隆光君
3番 仲井静子君	4番 猪岡壽君
5番 齊藤崇君	6番 岩田智教君
7番 植井敏夫君	8番 高橋正行君
9番 納谷克俊君	10番 新井實君
11番 沓澤幸子君	12番 高橋仁君
13番 伊藤裕君	14番 植原育雄君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長 関根孝道君	副町長 高野正道君
教育長 下山彰夫君	総務課長 岸智敏君
総合政策課長 岡村拓哉君	税務課長 須長正実君
くらし安全課長 望月誠君	健康保険課長 山下容二君
まち整備課長 稲岡信行君	学校教育課長 高橋淳君
学校指導室長 福島彰君	

事務局職員出席者

事務局長 飯塚好一 係長 神村輝行

◎開 議

午前9時0分開議

○議長（納谷克俊君） ただいまの出席議員は14名であります。ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◎日程第6 一般質問について

○議長（納谷克俊君） 一般質問を続行いたします。

10番新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

○10番（新井 實君） 皆さん、おはようございます。

議席番号10番の新井實でございます。

議長からの通告順に従い、ただいまから一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問におきましては、大きな項目で5つございます。

- （1）として、無電柱化推進法の運用について。
- （2）として、メガソーラー設置の指針について。
- （3）として、学習指導要領の答申について。
- （4）として、国民健康保険料の見直しについて。
- （5）として、公共施設のトイレ改修について。

以上であります。

それでは、項目順に従い、一般質問をさせていただきます。

- （1）無電柱化推進法の運用について。

①無電柱化推進法が施行され、道端に立つ電柱を撤去して、電線を地下埋設するための推進計画の策定と、その取り組みについて。

街角に立って空を見上げると、クモの巣状に張りめぐらされた電線が景観を著しく損ねていることに改めて気づきます。

道端に立つ電柱を撤去して、電線の地下埋設を進めるための無電柱化推進法が施行されました。超党派の議員立法によって、さきの臨時国会で全会一致で可決・成立しました。安全の確保と良好な景観の形成を目指したものです。

政府は推進計画の策定を義務づけています。自治体、関連事業所も含め、積極的な取り組みが求められるでしょう。

戦後復興から高度成長期にかけて、電気や通信の需要が飛躍的に拡大しました。低コストで短期間に整備が可能な電柱と電線が、全国隅々まで設けられました。

政府は1980年代半ばから、無電柱化の整備延長計画に取り組んできました。埼玉県川越市では、電柱の撤去が「蔵のまち・小京都」としてのイメージアップにつながり、観光地として1年間に280万人もの人が訪れるようになりました。

しかし、こうした例はまれで、無電柱化された道路の比率は、いまだに1%にすぎません。東京23区に限っても7%にとどまっています。

ロンドンやパリでは、地中化が100%達成しているとのこと。ガス灯の時代から景観が重視されたことなどが背景にあります。

かつては電線が空を覆っていたニューヨークでも、今や8割が地中化されました。日本の立ちおくれが際立っています。

景観の問題だけではありません。大地震が発生すれば、電柱が将棋倒しのようになり、緊急車両の進入を阻む要因となります。1995年の阪神大震災では、路地などに立つ約8,000本の電柱が倒壊しました。新法施行を機に、防災面から無電柱化を着実に進める必要があります。

共同溝を用いた日本の埋設技術は、世界的にもすぐれていると言われていています。最大の障害は、地中化に要する多額の工事費です。道路1キロ当たり、約5億円とも言われています。費用の一部を担う電力会社などにとっても重い負担になります。

国土交通省などは、新しい工法の検討を進めています。電線を地中に直接埋設したり、小型ボックスに電線を通したりする方法により、費用を削減できることがわかってきたようです。

京都市や新潟県見附市は、低コストの無電柱化に着手しました。東京都の小池百合子知事も、4カ年の実行プランで、無電柱化推進条例の制定や都道での電柱の新設禁止を掲げています。2020年の東京五輪に向けた景観整備策として有効な手法と言えましょう。

首都圏直下地震に備え、狭い路地が入り組む木造住宅密集地の無電柱化も急がなければならないと思います。

高崎線沿線でも、本庄市や高崎市新町の駅北通りでは、既に何年か前に無電柱化が実施され、八高線では、本庄市児玉駅通りが無電柱化が図られています。

以上のことから、上里町でも電線の地下埋設推進計画を策定し、試験的に、神保原駅の駅北通りが道幅が6メートルと狭いので、神保原駅から旧中山道までの区間の無電柱化工事を今後5年くらいのうちに実施してもらいたいと思いますが、この問題に対する関根町長の見解をお伺いいたします。

(2) メガソーラーの設置の指針について。

①大規模太陽光発電所（メガソーラー）の乱開発を防ぐため、町の開発指導要綱に太陽光発電設備の設置行為等の指針を設けることについて。

埼玉県内の自治体で、大規模太陽光発電所（メガソーラー）の乱開発を防ぐためのガイドラ

インを設ける動きが広がっています。秩父市は独自の指針を設け、県も市町村に制定を促しています。

国は4月の制度改正で、未稼働の太陽光発電事業の認定を取り消す予定とのこと。今後増えると見られる取り消しを避けるための駆け込みによる周辺環境への悪影響を抑えるのが狙いのようです。

秩父市が制定した太陽光発電に関する指針は、出力10キロワット以上の発電設備が対象、開発の際に住民に周知することや土砂災害の防止、自然環境や景観の保全に配慮すべきだと決めました。市環境部は、既に急な斜面に設置したケースもあり、周辺に住む住民が不安に感じていると話しています。

埼玉県は、県内市町村が、こうしたガイドラインを策定する際に参照できる標準案を策定しました。メガソーラー設置の際に周辺の住民に説明会を開くことや、急な斜面を避けることなどを盛り込みました。県の標準案は、ガイドラインとしての効力を持たないが、市町村が新たに策定するときのたたき台として使ってもらうためのようでもあります。

越生町では、町の開発指導要領に太陽光発電設備の設置行為を新たに明示しました。1,000平方メートル以上の開発について、周辺環境に悪影響がないように事業者に指導する。メガソーラーの開発は、その他町長が必要と認めるものと指導していたため、迅速な対応が難しかったといいます。今後は、県の標準モデルも踏まえて、対応を検討するとのことでもあります。

上里町でも、大規模太陽光発電所（メガソーラー）の乱開発を防ぐため、町の開発指導要領に太陽光発電設備の設置行為等の指針を設けて、住民に周知することや土砂災害の防止、自然環境との調和、景観の保全に配慮すべきことのガイドラインを設け、制定をお願いしたいと思いますが、関根町長のお考えをお聞かせください。

（3）学習指導要領の答申について。

①国際学力調査で、日本の子どもの読解力を示す順位が下がったことから、読解力向上を喫緊の課題と位置づけ、国語を中心に語彙を増やす指導や読書活動を充実させるよう求めたことについて。

学校現場で、子どもたちが多様な文章に触れることで、読解力を育むことが大切ではないでしょうか。

中央教育審議会が、2020年から順次実施される小・中・高校の学習指導要領の基本方針を答申しました。グローバル社会に対応した英語教育の充実に加え、児童・生徒の読解力向上を喫緊の課題と位置づけたのが特徴のようです。

文章や資料などから必要な情報を読み取り、自分の考えをまとめる読解力は、全ての教科の学習の基盤となります。

答申が、読書活動の推進や語彙力の強化など、国語教育を改善する必要性を打ち出したことは理解できます。

子どもの読解力低下は、かねて指摘されてきました。去年12月公表された国際学力到達度調査（PISA）では、日本の高校1年生の読解力は前回の4位から8位となり、平均点も低下しました。これを契機に、読解力に関する答申の記述が手厚くなったとのこと。

文部科学省は、メールなどによる短文のやりとりが広がる一方で、本や新聞などで長い文章に接する機会が減ったことが影響していると分析しています。

論理的な文章を読みこなせなければ、知識の幅は広がらず、自分で判断することも身につけません。文部科学省は、高校生の読解力に関する詳細な調査を行い、言語能力を高める指導の研究も始めるとしています。

読解力の向上には、児童・生徒の読解力の実態調査を踏まえ、学校現場に具体的な対応策を示していくことが大切ではないかと思いますが、下山教育長に、具体的な内容の対応策について、どのような施策を考えているのかお伺いいたします。

次期指導要領では、討論や発表を重視したアクティブ・ラーニングが導入され、答申は、こうした授業で新聞や統計資料などを活用する意義を強調していますが、実際の新聞や統計資料は、勉強の中でどのような授業の内容に活用されているのか、下山教育長にお伺いいたします。

全国学力テストの調査では、新聞をよく読む子どもほど成績がよい傾向も明らかになったとのことであります。現代に求められる読解力は、思考力や判断力、表現力に通じる力ではないでしょうか。

読解力の向上は、新聞の社説のような論理構成の文章書き写し、自分の意見や考えを書くことが効果的だと思いますが、下山教育長は、この方法をどのように理解するでしょうか。

読書も、ただ本を楽しむのではなく、読んでどう考えるかという学習をしないと、読解力は育たないと思いますが、下山教育長のお考えをお聞かせください。

（４）国民健康保険料の見直しについて。

①国民健康保険の運営主体が2018年度から県に移管されるのを前に、国から示された新たな標準保険税率を適用すると、1人当たり平均保険料（年額）が県内63市町村全てで上昇する可能性があることについて。

国民健康保険の運営主体が、2018年度に市町村から埼玉県に移されるのを前に、国から示された新たな標準保険税率を適用すると、1人当たりの平均保険料が県内63市町村全てで上昇する可能性があることが県の試算でわかりました。

増加率は、3市町で70%を超える見込みで、県は激変緩和措置を含めた国保の運営方針を今年9月までに決めるとのことです。

国保運営の移管は、2015年5月に成立した医療保険制度改革関連法で決まりました。これまで国保は市町村ごとの運営だったが、移管後は市町村が集めた保険料を一旦納付金として納め、改めて交付金の形で県から分配を受けます。

標準保険税率は、各市町村の被保険者数や所得、医療費を踏まえ、県が市町村ごとに提示します。保険料の徴収や保険料の交付などは、従来どおり市町村が担います。

県への移管は、赤字が続く国保の体質を改善するため、医療費を市町村が共同で負担するなど、財布を大きくして財政を安定させることが狙いとのことです。

県は、昨年12月、国が示した新たな保険料算定方法に基づき、2017年度に運営が移管されたと仮定し、各市町村の平均保険料を試算しました。

試算では、県内63市町村全体の平均保険料は11万6,811円、2016年度（8万8,863円）に比べて31.45%上昇すること。市町村ごとの保険料増加率は7から77%で、5市町では1.5倍以上になります。最も増加率が高いのは蕨市で、平均保険料は7万1,589円から12万6,934円に上がると算定されました。

上里町の場合、国が示した新たな保険料算定方法に基づき、県が試算した場合に、2018年度から上里町では、1年間の1人当たりの保険料は幾らぐらいになり、県内63市町村全体の平均保険料に比べ、何%ぐらいの増加率になるのか、関根町長にお伺いします。

各市町村では、県が示した標準保険税率を踏まえ、それぞれ保険料を決めることになりますが、県の国保医療課は、制度を維持するには一定の値上げはやむを得ないと見ていますが、平均保険料の増加率が最も高い蕨市のように増加率が77.31%も増えた場合、上里町は住民に対して、国保税の値上げの理由をどのように説明、周知してもらえるのか、関根町長にお伺いいたします。

県国保医療課は、初めての試算で粗い数字としており、今後の試算で増加率が変動する可能性もあると言っております。

（5）公共施設のトイレ改修について。

①公共施設の和式トイレを洋式に改修してもらいたいとの要望があることについて。

ワープ上里を利用する団体や個人の方が、ここ数年、特に増えてきています。

最近の話ですが、ワープ上里をよく利用する女性の人たちから、ワープ上里の和式のトイレを洋式に改修していただきたいという要望が何人もの人から来ています。

理由を聞きますと、高齢者になって腰や膝が不自由になってから、和式のトイレを使うのは大変になってきたとのこととあります。和式だと深くかがまなければならない、腰や膝に大きな負担がかかって、強い痛みを伴ってしまうとのこととあります。

和式トイレでは、高齢者や障害者など、特に女性の方を初め、多くの方が困っているのでは

ないでしょうか。ただ、何分トイレの話なので、声を上げにくかったとのことでありました。

ワープ上里のような多くの町民が利用する公共施設の和式トイレは、優先的に洋式のトイレに改修していただきたいと思いますが、関根町長のお考えをお聞かせください。

また、上里町の公園や公共施設のトイレは、古いものはほとんど和式が多いですので、最低でも和式と洋式の併設をお願いしたい。洋式の設置が難しい場合は、せめて和式のトイレには手すりをつけてほしいと思いますが、関根町長の見解をお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終了させていただきます。

○議長（納谷克俊君） 10番新井實議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 新井實議員の御質問に、順次お答えを申し上げたいと思います。

まず、1番の無電柱化推進法の運用についての①の無電柱化推進法が施行され、道端に立つ電柱を撤去して、電線を地下埋設するための推進計画の策定と、その取り組みについてでございます。

無電柱化は、電線類を地下に集約して設置することにより、道路が広く使え、ベビーカーや車椅子の人にも安全で利用しやすくなったり、地上に張りめぐらされた電線類が見えなくなり、景観面の向上といったことだけではなく、地震時の電柱倒壊による被害の防止・復旧の迅速化といった効果があります。そのため、全国各地で、駅前通りや観光地を中心に整備をされてきておるところでございます。

無電柱化にかかる費用につきましては、議員御指摘のとおり、1キロメートル当たり5億円程度が必要とされております。費用の削減に当たっては、管路等の埋設深さを浅くしたり、埋設ケーブルの間隔を狭めることによって、基準の改定が国によって行われております。これらにより、電線等を埋設する小型ボックスを縦断的に設置する工法が開発され、費用も縮減できるとされております。

このような新たな工法の開発・工事实績の蓄積が待たれるところですが、やはり多大な費用が無電柱化を進める上での課題となっております。また、水道管や下水道管など既存の埋設管等の移設も、費用を増大させる要因となっております。

他の工法といたしましては、一般住宅の軒下に電線を配線する方式や、反対側の道路から配線し、対象の道路を無電柱化する方式が、道路の狭い観光地等で行われております。これらの方式では、1キロメートル当たり1億円程度の費用ということでございますが、民地内に電柱や電線を設置するため、地権者との合意形成も課題となっております。

御提案いただきました神保原駅北口から国道17号までの道路は、県道神保原停車場線となっ

ており、歩道がないことから、無電柱化の費用とあわせて、歩道整備のための建物移転費用など、多大な費用が必要となります。

県道の整備となりますが、事業化に当たっては、神保原駅北口地域の町民の方々の意向をよく把握するとともに、県や電気通信事業者などの関係機関と調整しながら、整備手法について研究してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

また、無電柱化推進計画につきましては、現在、国において計画を策定中とのことでございます。また、埼玉県でも、国の計画が公表され次第、無電柱化推進計画を策定していくとのことでございます。

町といたしましても、無電柱化の新工法の開発状況を見ながら、今後策定される国・県の計画を踏まえ、無電柱化推進計画の策定について検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、2番のメガソーラー設置の指針についての①の大規模太陽光発電所（メガソーラー）の乱開発を防ぐため、町の開発指導要綱に太陽光発電設備の設置行為等の指針を設けることについてでございます。

太陽光発電は、国内の再生可能エネルギーの9割以上を占めており、温室効果ガスを発生せず、枯渇のおそれもなく、東日本大震災からその有効性が見直され、平成24年7月に再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が開始されておるところでございます。

このようにクリーンなエネルギーのため、地球温暖化の抑制には効果がありますが、近年、地域の自然環境や生活環境、景観への影響について、懸念されるケースも見受けられるとのことでございます。

一般家庭の屋上などに設置される太陽光発電では、環境や景観への影響も小さなものでございますが、野立て方式におきましては、より設置には配慮が必要でございます。

なお、現在の建築基準法では、太陽光発電においては、一部を除いて建築物に該当せず、建築許可は不要となることから、開発行為に当たりません。そのため、埼玉県では、市町村のガイドライン策定のため、標準モデルなどを公表いたしておるところでございます。

現在、ガイドラインや開発要綱を設けている県内自治体では、傾斜地での土砂流出や山間部での景観への配慮から策定をされているようでございます。

当町には丘陵地もなく、御存じのとおり、平たんであるため、若干状況は違うようでございます。

なお、当町で設置する場合においては、他法令の規定を遵守し、必要な手続を行うことは当然でございますが、雨水処理や反射光、田園風景などの景観、また、自然災害に伴うパネル飛散による公衆安全などの配慮が必要であることは言うまでもありません。

町といたしましては、住民の安全・安心を確保するため、近隣市町の動向や埼玉県からの情報や連絡を密にし、必要に応じてガイドラインの策定について検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、3番の学習指導要領の答申についての御質問にお答えを申し上げます。

昨年の12月21日、中央教育審議会が次期学習指導要領の基本方針を答申しました。その答申では、新井議員御指摘のように、読解力に関する課題が指摘されております。

情報化の進展に伴い、子どもを取り巻く言語情報環境が変化しており、得た情報を理解したり、内容を的確に捉えながら読み解く力、読解力をしっかりと育むことが求められていることは承知しておるところでございます。

このようなことから、町といたしましても、児童・生徒が人生をより豊かなものにすることができるよう、一人一人の読解力を初めとする確かな学力のさらなる向上に向け、適切な教育が行われることを願っております。

御質問については、教育に関するところでございますので、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

次に、国民健康保険税の見直しについての①国民健康保険の運営主体が2018年度から県に移されるのを前に、国から示された新たな標準保険料率を適用すると、1人当たり平均保険料（年額）が県内63市町村全てで上昇する可能性があることについてでございます。

多少、沓澤議員との回答と重複する部分もございますが、御了承をお願いしたいと思います。

議員御指摘のとおり、持続可能な医療保険制度を構築するための国民保険法等の一部を改正する法律が平成27年5月に公布以降、順次施行されており、平成30年度から都道府県が財産運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担うこととなります。

第1回目の試算ということで、システムの動作確認を含めた試運転という位置づけとなっております。この結果については、県内の市町村ごとの医療費水準の違いは考慮されておりますが、所得水準については反映されておらず、今後変わる可能性もございます。

こうした前提を念頭に置いていただいた上で、上里町のシミュレーション結果について、御報告をさせていただきたいと思っております。

県平均で、現在の1人当たりの保険料が8万8,863円で、新算定による1人当たりの保険料は11万6,811円、この増加率は31.45%で、上里町は現在の1人当たりの保険料が7万8,905円で、新算定による1人当たりの保険料は9万8,990円、この増加率は25.45%でございます。

県内では、上昇率で1位の蕨市から数えて、63市町村中44位となっております。相当な増加率となっておりますが、県平均と比較しますと、少し下回っておるところでございます。

このたびの新国保制度への移行は、国が現行国保制度の維持と財政の健全化を図るため、市

町村の一般会計からの繰入金で財源に充てないことを前提に制度設計をしておるため、県内全ての市町村で大幅な保険料の引き上げとなっております。

正確な保険料や納付金額が決まるのは、平成30年1月以降になる予定でございますが、それまでは、県が何度か行う試算の仮算定の数値を軸に検討していくこととなります。

現時点での県の試算からしますと、標準保険税率を採用した場合の加入者の負担は、かなり大きいものとなります。来年度中に、町の国保運営協議会にもお諮りしながら、県内の他の市町村の状況も参考にしながら、検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

なお、被保険者の皆さんには、このたびの国民健康保険制度改革の趣旨や情報等について、町広報誌やホームページ、フェイスブックなどの媒体を通じて、逐一、できる限りお知らせをしてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

続きまして、5番の公共施設のトイレ改修について、①の公共施設の和式トイレを洋式に改修してもらいたいとの要望があることについてに対しまして、お答えを申し上げたいと思っております。

近年、一般家庭や駅、公共施設のトイレにつきましては、洋式化が進んでおり、和式トイレを使用する際の膝や腰への負担、高齢者・障害者・外国人の方に対する洋式トイレの必要性などを踏まえると、洋式トイレの設置のほか、手すりなどのバリアフリーの設備も含んだ整備を進める必要があると考えております。

公共施設のトイレ設置状況につきましては、比較的建築年数が新しい施設では建築時において、また、建築年数が経過しておる施設では洋式への改修を行うなど、和式トイレと洋式トイレの併設化を進めておるところでございます。

御質問にありましたワープ上里と公園の現状につきましては、ワープ上里は全体数16基のうち、和式が11基、洋式5基と和式の割合が多く、公園は和式トイレのみの設置も多くなっております。

また、手すりにつきましては、公共施設全体として、洋式には設置があるものの、和式には設置されていないのが現状でございます。

議員御指摘のとおり、ワープ上里のような多くの町民の方が利用する公共施設や公園においては、誰もが使いやすいトイレ環境を整えることが必要であると考えておるところでございます。

町といたしましては、利用者の要望を受け入れつつ、運営管理や利用状況、施設建築年数などを考慮するとともに、町の公共施設の多くは避難所として指定されていることも踏まえて、洋式化や手すり設置などの改修の検討を進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

ございます。

以上です。

○議長（納谷克俊君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 新井實議員の3、学習指導要領の答申についての御質問に順次お答えを申し上げます。

およそ10年ごとに改訂されている学習指導要領の策定に向けた中央教育審議会の答申が、昨年12月21日に公表されました。

答申では、10年後の社会、さらにその先の豊かな未来において、一人一人の子どもたちが多様な人々と協働しながら、さまざまな社会変化を乗り越え、よりよい人生とよりよい社会を築いていくために、学校教育が果たすべき役割を示しておるものでございます。

また、変化する社会の中で、よりよい社会をつくるという学校教育の目標を、学校と社会とが共有・連携・協働し、求められる資質・能力を児童・生徒が身につけられるよう実現を図っていく、社会に開かれた教育課程を目指すべき理念としておるものでございます。

まず、学校現場で子どもたちが多様な文章に触れることで、読解力を育むことが大切ではないかとの御質問にお答え申し上げます。

情報化の進展に伴い、子どもを取り巻く言葉の環境が変化しており、子どもたちが将来、どのような場面に直面したとしても力を発揮できるような、確かな読解力を育てていくことが、ますます重要であると考えております。

新井議員御指摘のように、学校において、子どもたちが授業で使用する教科書を基本とし、学級文庫や図書室の書籍を活用するなど、多様な文章に触れる読書指導を通して、読解力を育むことが大切であると考えております。

次に、読解力の向上のために、児童・生徒の読解力の実態把握を踏まえ、具体的な対応策・施策を考えているのかという御質問にお答え申し上げます。

児童・生徒の読解力につきましては、学校では日々の授業や定期テストのほか、全国学力・学習状況調査や、昨年度から始まった埼玉県学力・学習状況調査、また、町内全児童・生徒を対象として町独自で実施している標準学力検査、通常CRTテストと申しますけれども、それを活用して、実態把握を行っておるところでございます。

具体的な読解力の向上に関する施策といたしましては、思考力・判断に必要な読解力が求められる全国学力・学習状況調査のB問題、このB問題は応用力を活用したテストでございますけれども、その問題に対応できるよう、問題作成を通じた授業改善のための研修や、教員の授

業力向上のための大学教授等の指導者招聘による授業研究会を、小・中学校で現在実施しておるところでございます。

次に、実際の新聞や統計資料は、どのような授業に活用されているのかという御質問にお答えを申し上げます。

小学校では、5年生の国語で「新聞記事を書いて、言葉と事実について考えよう」「新聞を読もう」という授業、中学校では、1年生の国語で「新聞の紙面構成の特徴を知ろう」の授業において、新聞が活用されております。

また、統計資料につきましては、巻末に統計資料が掲載されている地図帳を小学校4年生から中学校3年生まで、また、資料集を小学校5年生から中学校3年生までの社会科の授業等において活用されておるものでございます。

次に、読解力の向上は、新聞の社説のような論理構成の文章を書き写し、自分の意見や考えを書くことが効果的だと思うが、この方法をどのように理解するかという御質問にお答え申し上げます。

新学習指導要領では、未来のづくり手となるために必要な資質・能力を育むため、何を学ぶかという指導内容の見直しに加え、どのように学ぶか、何ができるようになるかの視点を加えた改訂が行われます。

児童・生徒の実態や発達段階を考慮し、新聞などの文章を書き写し、自分の意見や考えを書きまとめる学習は、読解力の向上のみならず、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力の育成にも効果的であると考えております。

さらに、新聞等の記事で使用されている言葉や表現に対する関心を高め、語彙力を豊かにできるものと考えております。

最後に、読書において、ただ本を楽しく読むというのではなく、読んでどう考えるかという御質問についてお答えを申し上げます。

文部科学省の報告によりますと、読書の重要性について、読書は楽しく、知識がつき、物を考えることができる。読書習慣を身につけることは、国語力の向上だけでなく、生きる力や楽しみのもとともなるものであるとしております。

考える力、感じる力、想像する力、表現する力、国語の知識等の力を育てる上で、読書は中核となるものであります。特に、教養・価値観・感性等を生涯を通じて身につけていくために、極めて重要なものであると考えております。

情報化社会の進展は、自分で物を考えずに、断片的な情報を受け取るだけの受け身の姿勢を人々にもたらしやすいとされております。これからの時代を生き抜く子どもたちには、みずから本に手を伸ばし、読書を通して自分で物を考えることが求められております。

このようなことから、児童・生徒の発達段階を踏まえ、狙いや意図を明確にした読書指導が重要であると考えております。

各学校では、ボランティアの方々の協力により取り組んでいる読み聞かせ等で、読書の楽しさに触れたり、ストーリーの余韻に親しんだりする子どもたちが増えてきております。

今後も、授業における物語文や説明文の学習を通して読解力を育て、作者や筆者の考えに触れさせることや、みずから本に手を伸ばし、読書を通して考える力や想像力を育てる取り組みを、学校・地域・図書館などの関係施設と連携し、全力で取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（納谷克俊君） 10番新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

○10番（新井 實君） 関根町長、また下山教育長には、大変詳しい詳細な御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

何点か再質問をさせていただきます。

まず、1番目の無電柱化推進法の運用についてお伺いします。

先ほど、町長からいろいろ答弁していただいたわけですが、とにかく、私としますと、神保原の駅北の道路は非常に、あれ、6メートルか7メートルぐらいの道路ではないかと思うんです。そこに、側溝の外にまた電柱が両端に立っていて、実質的に使える道路部分というのは5メートルあるかないかぐらいかなと思って、いつも自分で走りながら考えておるんですけども、先ほども町長が言いましたように、神保原の駅北通りは歩道もありませんし、本当に、大型車同士のすりかえはもちろんできませんし、大型車と乗用車とのすりかえも大変なような場所で、歩道もないような状態でありますから、現行の中でなかなか、今までも、私が議員になってから約十四、五年ですか、関根町長さんにはお世話になって、何回か神保原の駅通りを広げるお話もあった中で、なかなか、先ほども関根町長からお話がありましたように、総論賛成で各論反対となって、住民の意思が、なかなか地域の意思がまとまらず、今現在に至って、再開発ができないような状態の中で、私としては、せめてもやま、電柱の地中化で、その幅を1メートルないし1メートル二、三十広げていただければ、通過交通の安全性、また、子どもさんの通学路に対しても、ある程度の安全を保てると思いますので、現状ものだからで、私の質問としては、何とかこの5年なり6年、8年の間に、電柱の無電柱化を促進していただければということが基本的な考えなんですけれども。

その辺を踏まえて、町長にもう一度、私としては、現状の中で何とか無電柱化を図れないかというのが私の基本的な考えですので、その辺について、町長にもう一度お答えをお願いした

いと思います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 神保原の駅北口は、上里町の本当に顔という役割も果たしておるわけでございますけれども、北口の駅前通りの整備につきましては、今日までも、いろいろな角度から検討してきたわけでございます。

実現に至らなかった経緯でございますけれども、今年度の策定についている都市計画マスタープランにも、国道17号までの整備の位置づけについておりますが、でございますが、事業化に当たっては、費用もかかりますし、地元の皆さんの御理解が非常に必要となってくるわけでございます。

無電柱化の費用とあわせて、先ほどもお話申し上げましたけれども、歩道整備のための建物移転費用など、多大な費用が必要となっておりますわけでございます。県道の費用となりますが、整備となりますけれども、事業化に当たっては、地域の住民の方々の理解が得られるかどうかということも大きな課題となっておりますわけございまして、現状のまま地中化するということは非常に難しいのではないかなと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 10番新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

○10番（新井 實君） 御答弁ありがとうございました。

そうすると、関根町長さんにおかれましては、この間、都市計画のマスタープランの新計画の協議がありましたけれども、今後は、こういう上里町の都市計画の新しいマスタープランの中で、駅北の再開発を含めた中での道路の拡幅、また、新規の道路をつくって17号まで真っすぐつないだり、また歩道をつけたり等々、そういう中で、今後は無電柱化についても一緒にやっていくようなお考えなんでしょうか。すみません、よろしくお願いします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） これから長期にわたってのマスタープランの中で、そういう計画も入れていきたいと、このように思っておるわけでございますけれども、先ほどもお話申し上げましたように、大変あそこは道路も狭くて、歩道を整備することもなかなか難しい、家を引っ込めるわけにもなかなかいかないと、そういう状況もあるわけでございますから、住民の皆さんの御意見等も拝借しながら、今後マスタープランの中でも検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（納谷克俊君） 10番新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

○10番（新井 實君） 続きまして、メガソーラー設置の指針についてお伺いたします。

先ほど関根町長さんの御答弁で、野立て方式については建築物にはならないと。また、開発行為にも、したがって、ならないということなので、必要に応じてガイドラインを今後検討していくということを答弁していただきましたけれども、必要に応じてガイドラインを策定するという、その必要に応じてという中身は、どんなふうなガイドラインをお考えでしょうか。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 太陽光発電は、一部を除いて建築物が該当せず、建築許可は不要となっておりますのでございます。開発行為に当たりませんので、そのために、上里町開発行為指導要綱での規制と協議を行うことは適さないと考えておるわけございまして、そのようなことから、埼玉県では、市町村でガイドライン策定のため、太陽光発電設置に関するガイドラインについて、標準モデルを公表しておるわけございまして、必要に応じて、ガイドラインの策定について今後検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 10番新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

○10番（新井 實君） どうもありがとうございました。

続きまして、3番の学習指導要領の答申についての中で再質問をさせていただきます。

先ほど下山教育長から、大変いろんな例を挙げて説明をいただきまして、ありがとうございました。

一つの例なんですけれども、東京のお話なんですけれども、新聞タイムを始めるよということで、東京都北区立の東十条小学校の4年生から6年生までの教室で、児童が担任の合図とともに新聞記事を切り抜き始めた。事件・事故や政治・スポーツなどの記事を台紙に張り、要約と感想を書き込む。新聞タイムは8年前に始まり、現在は、全校児童が週1回、授業開始前の15分間で新聞記事に親しんでいると。

サトウシュウマくん12歳は、高齢者ドライバーの死亡事故率が高いという記事を選んだと。祖父母も車を運転していると。事故には気をつけてと声をかけたいと話していたと。

11年前、元同校校長の関口修司さんが、子どもたちに社会への関心を持ってほしいと、区内の別の学校で導入した意欲的な子どもの姿を見た区の教育委員会が、読解力向上に有効と着目したと。実施校は現在、区内48校の区立小学校のうち、28校に広がっていると。

区立滝野川小学校は、2013年の全国学力テストで、応用力を問う国語B、書くことの正答率が全国平均より4.3ポイント高い成績だったが、導入後の14年は15.6%も上回ったと。関口さ

んは、活字への抵抗感が消え、学ぶことに前向きな姿勢が身についたと話している。

こういう記事が書いてあり、また、ほかの学校にも読解力に取り組む学校が非常に増えております。そういう中、今話したような、小学校の授業が始まる前に、ちょっと記事を台紙に張りつけて要約、感想文を書いたりする、こういう取り組みが、私は結構役に立つんじゃないかと思いますが、このようなことに対する下山教育長のお考えをちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（納谷克俊君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） お答えさせていただきます。

今の話は、いわゆる授業の時間以外のところでというふうなお話だったと思うんですけども、現在、上里町の小・中学校では、授業時間だけではない、いわゆる始業前、あるいは業間の時間、あるいは授業時間以外の時間を有効に活用しておるところでございます。

その活用内容につきますと、始業内容は、先ほど答弁させていただいた読み聞かせですとか、あるいは自分で本を読む、いわゆる読書タイム、あるいは学習、自分の自学、自習ですね、国語タイム。朝学習等の、いわゆる発達段階に応じた取り組みをしております。ですから、毎日毎日違った形で、朝の時間を活用して、子どもたちは学習に充てていると。

また、業間休みになりますと、チャレンジタイム、いわゆる外で、子どもたちが体をしっかり動かそうというようなチャレンジタイムですとか、昼休み前、昼休みが終わって教室に入ってくると、少し落ちつかなくちゃならない。そういうような、うまく時間を使って、いわゆるアップ学習、小ドリルですか、そんなものをするなどの時間に位置づけている学校がほとんどでございます。

学力向上や授業への集中力を高める取り組みとして、このような各学校での取り組みを行っているわけですが、新井議員御質問の、始業前に新聞タイムを設け、読解力を高める取り組みをしてはどうかとの御質問ですが、各学校とも、今申し上げましたように、さまざまな取り組みを授業外で、時間外でやっておりますので、読解力向上の一つの方策といたしまして、校長会を通じながら、各学校で取り組んでみたらどうかというふうなことは進めてまいりたいなというふうに思っています。

ただ、一つ問題があるかと思うのは、最近家庭で、新聞をとっていない家庭がだいぶ増えてきているというようなことも聞いております。子どもたちに新聞を持ってもらっちゃいと言ったときに、持ってこられない子どもたちがいる。それにどうして対応していくかということも考えなくちゃならないかなというふうには、今考えているところでございます。

いずれにしろ、いろんな文章を読むことは、子どもたちにとっての読解力、あるいは語彙力、

あるいは読み解く力、そんなものに役立つと思いますので、進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（納谷克俊君） 10番新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

○10番（新井 實君） どうもありがとうございました。

もう一つ、SNSの関係なんですけれども、東京都の都立高校の3年の女子生徒は、通学の電車内でスマートフォンをチェックするのが日課だそうです。朝までに届いたLINEのメッセージに返信すると。友達には、了解も「り」で済ますそうです。それで通じるし、長い言葉は面倒くさいと。帰りの電車もスマホ、就寝前の午前1時から、友達とその日の出来事などを2時間ほど、午前1時から2時間ほど報告し合うそうです。1日の利用時間は何と4時間。女子生徒は、スマホがなければ、もっと寝たり本を読んだりしたかもと笑っていると。

そういう中で、SNS、要するにスマホの普及に伴って、若者たちの間で急速に広まってきていますが、2008年には日本語版のサービスが始まった簡易投稿サイト、ツイッターは、140文字以内のつぶやきを書き込めると。一方、11年に始まったLINEでは、仲間内で多様型のコミュニケーションが可能だといいます。いずれも瞬時に短いメッセージを発信できる利点があるが、長文のやりとりには適さない面があると。

昨年12月に公表された国際学力調査の結果では、日本の15歳の読解力は4位から8位に低下していると。文科省は原因の一つとして、スマホの普及に伴う長文を読む機会の減少を挙げていると。

そういう中、私も孫がいるわけなんですけれども、学校から帰って来て、勉強しないでスマホばかり3時間も4時間もやっているのと、親に、うちなんかでも聞いておりますけれども、学校教育の中で、今後、小学校、中学校あたりは、スマホを使うことについて、今現在どういうふうな、親御さんに対して、家庭内でのしつけとか、そういうことをして、勉強の時間を確保しなければなりませんし、それから、短い文で、了解も「り」で済ませたりなんかしちゃっているということは、長文の読解力も、当然、文章をつくる力もなくなってきちゃうわけですね。

そういう中で、この辺の問題を、下山教育長さんはどういうふうに考えておられるか、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（納谷克俊君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 近年、子どもたちのメディア環境、大変大きく変化しているということは、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、そのことが読解力の低下や、スマー

トフォン等の長時間使用による生活習慣の乱れに対する適切な対応が求められているというのは、新井議員御指摘のとおりでございます。

読解力の低下につきましては、先ほど答弁させていただきましたので、これからの社会を生き抜く上で大きな課題であります、スマートフォンの長時間使用による生活の乱れ、この辺について、ちょっと答弁させていただきたいと思うんですけれども、いわゆるスマホ依存への対応は、やっぱり社会全体で取り組むことが必要であるというふうに考えておるところでございます。

文部科学省では、子どもたちの情報モラルを考えるキャンペーンの中で、スマートフォンの利用について家庭で考えることを提案するなど、国だけでなく、さまざまな団体や企業等に協力を依頼して、今、取り組んでいるところでございます。

上里町におきましても、PTA・学校・地域が連携して、子どもたちの、スマートフォンを初めとするインターネットの負の側面から子どもたちを守る取り組みの一つといたしまして、「こむぎっちからの3つのおねがい」、議員はおわかりだと思うんですけれども、それを本年度作成いたしましたして、子どもたち、全家庭にも配らせていただいたところでございます。

内容は、家族みんなで使い方を勉強して、正しく安全に使おうと、ここが大切だと思うんですけれども、「家族みんなで」ということをうたっております。

それから、使う時間は原則として、小学生は夜の8時まで、中学生は9時まで、その後のスマートフォンを家族に預けよう、それから、困ったときは大人の人に相談するの3点の啓発するためのリーフレットをつくっているところでございます。

この取り組みを通して、保護者に対して、各家庭でルールをつくることを推奨しております。PTAの会議等においても、この旨の話をさせていただいておるところでございます。

引き続き、学校・家庭・地域が一体となって、スマートフォンの使用について、啓発に努めていかななくてはならないかなというふうに思っているところでございますので、皆様方の御支援、御協力もお願い申し上げたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（納谷克俊君） 10番新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

○10番（新井 實君） 下山教育長さんには、いろいろ答弁ありがとうございました。

それでは、（4）の国民健康保険料の見直しについて、お伺いしたいと思います。

国民健康保険の見直しの中、試算で平均保険料が上昇したのは、国民健康保険制度の慢性的な赤字体質と、国が示した新たな算定の方法のためのものであると、こういうふうに言われております。

埼玉県が昨年12月に発表した15年度の県の国保決算によりますと、実質的な収支では、約406億円の赤字で、赤字幅は前年度から約65億円増えたとしております。

無職や低所得者の被保険者が増加して収入が減る一方、高齢化で医療費が増大し、少なくとも1980年以降、実質的赤字が続いていると。そういう中で、多くの自治体が、一般会計からの法定外の繰越金で赤字を補填し、制度を維持しているのが現状であると、そう言われております。

上里町は国保決算が、実質的な収支は15年度でどのようになり、また、14年度と比べて、赤字がどんなふうになっているのでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 上里町の不足分につきましては、ここ数年、平均しますと、1億円ぐらいになっておるわけでございます。

○議長（納谷克俊君） 10番新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

○10番（新井 實君） それから、上里町のこの3年か4年ぐらいの、15年、14年、13年あたりの3年間の、要するに法定外の繰出金は、一般会計の繰出金は、どのくらいに、毎年毎年の3年間ぐらいのデータをお伺いしたいんですけれども、よろしくお願ひします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 細かい数字のことでございますので、担当課長のほうから御報告をさせていただきます。

○議長（納谷克俊君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 山下容二君発言〕

○健康保険課長（山下容二君） 新井議員の質問に説明させていただきます。

平成27年度で1億5,300万円ほど、平成26年度で1億200万円ほど、平成25年度、前期高齢者の増がございまして、3,200万円ほどとなっております。

以上です。

○議長（納谷克俊君） 10番新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

○10番（新井 實君） どうもありがとうございました。

今後、第1次の、これは県の推定で、こういう、私が一般質問したような、平均保険料の増加率が高い自治体が出てきたようで、今後また、第2、第3の調査を県がやって、9月ごろま

では、ある程度の方向性を出すようなお話なんですけれども、幸い上里町は、先ほど関根町長さんから、前の同僚議員の答弁でもお聞きしましたけれども、県平均に比べて、第1回の算定で25.45%ぐらいの値上げ率になって、63市町村の中で44位と。比較的、値上げ率としては低いほうなんですけれども、25.45%というと、大変な値上げ率、今までの料金からして、大変な値上げ率になるわけで、私も、町長さんの答弁にもありましたように、高齢者や低所得者や非正規労働者等、国民健康保険、非常に所得の少ない人たちが入っている中で、少しでも値上がり率を下げさせていただくとともに、町の一般会計からの繰出金が、法定外の繰出金が毎年毎年、年によっては億の単位で出ているというようなお話を今聞きましたけれども、そういう中で、今後は予防医療ですか、お医者さんにかかる被保険者の方にも相当、医療費の削減に協力してもらいたいようなアピール、また、そういうことや、それから、低所得者が多いものですから、ある程度は法定外の繰出金も、私はしなければ、ちょっと国保の保険料の維持は難しいかと思うんです。その辺について、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 現時点では、これからの係数が示されておらないものもあって、また埼玉県でも、これから運営協議会が、保険料や納付金額、運営方針を議論して、決定をしていくことになっておるところでございます。

原則は、国が現行制度の維持と財政の健全化を図るために、市町村の一般会計からの繰入金金は、財源を充てないことが原則となっております。収納不足が生じた場合、制度上は、一般会計からの繰入金に頼らない運営とするために、県の財政安定化基金から貸し出しを受けながら、その貸し出しを受ければ、翌年度以降それを返していくと、そういう形になるわけでございますけれども、これからも上里町も、そういった高齢者の皆様方が、医療や介護にかからないように、今、あちこちの自治体、市でもやっておりますけれども、こむぎっぴ体操をやっていただいたり、筋力アップ体操をやっていただいたり、その予防策として、いろいろ今後とも検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 10番新井實議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時25分再開

○議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

3番仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

○3番（仲井静子君） 皆さん、こんにちは。

議席番号3番仲井静子です。

議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

女性の活躍推進について。ワークライフバランスを推し進めることについて。

1、管理職の意識改革。

2、職員の働き方の改善について。

昨年4月に施行された女性活躍推進法は、少子高齢化が及ぼすさまざまな影響の一つに、日本の労働人口が減少の一途をたどっているため、女性にもっと多く、もっと長く、もっと高い能力を発揮して働いてほしいというわけで、女性の活躍推進に関する基本方針を策定することが閣議決定され、女性の活躍推進法は、政府が掲げる成長戦略の大きな柱の一つになっています。

この女性活躍推進法の大きな特徴は、国及び地方公共団体、また301人以上の民間企業に対して、行動計画の策定を義務づけている点です。今回、女性活躍推進法を義務づけた背景は、日本政府の危機意識のあらわれと思います。

労働人口の減少、また、世界経済フォーラムが毎年発表している世界各国のジェンダーギャップによると、日本の順位は2016年では144カ国中111位という、不名誉な、先進国の中で断トツで順位が低い状況が続いています。「女性が輝く社会」とスローガンを掲げ、世界ランキング111位はまずいでしょう。ちなみに、世界ランキング1位はアイスランドです。

女性の職場進出は、今から47年前の1970年代では、雇用者総数の3分の1は女性で、その過半数は既婚者でした。当時はまだ、結婚・妊娠・出産を機に退職し、家事や育児のために労働市場から退く寿退社が、女性の一般的な働き方だとする考えが根強く残っていました。

しかし、現在は、多くの女性が家庭と仕事の両立の問題に直面しているのが現実で、今でも続いている状況の中、女性の活躍推進法の義務づけが、職場の環境づくりや自社の女性の活躍状況を把握し、課題分析を行うなど、計画作成のためのノウハウと企業の人事部向けの対策セミナーが全国で開催され、いずれも大盛況だそうです。

町でも昨年、この法律に基づいて、町女性職員活躍推進行動計画を策定し、平成26年度に策定した第2次上里男女共同参画プランの中でも、東京オリンピックが開催される2020年までに、係長以上の管理職の占める女性の割合を30%以上と数値目標を定め、女性の活躍推進に取り組んでいます。

これを私たちは202030運動と言っていますが、男性職員にも認められている養育休暇取得率

や育児休業取得率など、数値目標をなぜ定めていないのか。県庁を初め、県内の自治体や近隣の自治体の男性職員の育児休業取得率と、数値目標を設定している自治体を教えてください。

町では、女性の活躍推進のための施策を推進していますが、しかし、なかなか思うように進んでいないのが現状です。例えば、管理職を望まない女性職員が現状でもいるといったこと、さらには、男性職員の育児休暇の取得率、また、せっかく認められている養育休暇でさえ、昨年はゼロと、男性職員はとっていません。こういった状況の打破が、女性の活躍推進のための大きな課題ではないかと思っています。

そこでまず、町女性職員活躍推進行動計画の目標を推し進めるために、特に重要と思われる2点、一つは管理職の意識改革、もう一つは職員の働き方の改善という観点で、町はどのように取り組んでいるのか、町長にお尋ねします。

働く女性が、妊娠・出産などで嫌がらせを受けるマタニティ・ハラスメントについては、かなり認知が進んでいて、先般最高裁でも、妊娠によって降格をしてしまったというケースでは、男女雇用機会均等法違反という判決が下されましたが、パタハラについては、まだまだ認知が低いのが現状です。男性が育児休業や育児休暇取得を利用して嫌がらせを受けることをパタニティ・ハラスメントと呼び、問題視されています。

妻の出産や育児に夫として協力できるよう、男性にも育児休業や休暇取得の権利があります。男性が育児参加を通して、みずからの父性を発揮する権利や機会を、職場の上司や同僚などが侵害する言動に及ぶことで、最近クローズアップされているパタハラ、全国の労働局によると、昨年度、パタハラに関する相談が増加していて、例えば、育児休暇の取得後、昇格・昇給で不利益な扱いを受けた、男性が育児休暇の申請を出したけれども応答がない、受理してもらえなかった、そういったものでした。

そこで、女性の活躍推進を阻む要因の一つと考えられるこのパタハラについて、町役場はもとより、町内の事業者への防止対策、町として積極的に取り組むべきと思いますが、町ではどのような施策を展開しているのか、具体的に説明していただきたいと思います。

本当に、管理職の意識改革が非常に重要なのです。上司が男性の部下に対して、育休はいつとると積極的に声をかける、育休をとるのが当たり前という雰囲気をつくらせていただきたい。

そこで提案ですが、ワークライフバランスを推し進めるために、町全体が子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するために、イクボスの理念を踏まえ、町長みずからイクボス宣言をして決意表明し、町の幹部職員を対象に研修会を実施したりして、役場全体に広げるとともに、町全体にも普及するよう働きかけることは効果大だと思います。町長のお考えをお聞かせください。

次に、旧来の男性像からの解放、意識改革ですが、男は家族を養うべきとか、男は一家の大黒柱といった旧来の男性像からの解放、これが女性の活躍推進のために非常に大事なことと思います。そういった視点で質問いたします。

高度成長期以来、正社員として働いて、一家の大黒柱として家族を養う、これが男らしさの象徴として、何となく定着してしまいました。しかし、ここ数年来、低成長期に入り、非正規雇用が横行する中で、1馬力よりも2馬力で仕事をしている共働き世帯が過半数以上を占めています。ばりばり働いて家族を養うのが男の務めと思っている男性たちは、男のプライドが邪魔をして、育児や介護、家事のために仕事をセーブする、休んだりすることが言い出せない雰囲気があるのではないのでしょうか。

内閣府の平成27年度の調査によると、固定的な役割分担意識が高い地域ほど、長時間労働の男性が多いという結果が出ています。また、SMB Cという会社が昨年6月に、20代の就業者を対象に行ったアンケートによると、既婚男性の42%が、残業がゼロになったら育児や子育て、子どもの教育をしたいと答えています。

こうした調査結果から考えると、男はこうあるべきだという社会の呪縛が男性を生きにくくさせていて、男性自身をそうしたものから解放して、その人らしく生きられるようになれば、おのずと多様化した生き方とか価値観を認めることができ、それが女性の活躍推進につながるのではないかと私は確信しています。

そこで、この現実を阻む大きなネックとなっている、社会全体にまだまだ根強く残っている固定的な性別役割分担意識は、最近の調査では、だいぶ解消されてきたとはいえ、まだまだ私たちのDNAの中にしつこくはびこっているのではないかと、私自身も思っています。

そこで、女性の活躍推進を推し進めるために、この固定的な性別役割分担意識の解消も含めた男性の意識改革の必要性について、町はどのように考え、取り組んでいくか。町長ならではの、インパクトのある画期的な支援策を期待したいと思います。

「育児をしない男を父とは呼ばない」、このコピーを掲げた厚生省のポスターが話題になったのは、1999年です。このときは、男性の育児休業取得率は、わずか0.4%でした。2014年では、育児休業取得率は2.3%と、日本では育休をとる父親は依然少ないままです。政府は、2020年の男性育児取得率13%を目指していますが、大きな隔たりがあります。

男性職員の育児体験は、行政に携わっている以上、絶対必要な体験学習の場と思います。育児経験を通し、妻の仕事の多さや、育児の楽しさや大変さを理解する。町では、20代から30代の世帯は、共働き世帯が70%以上ですし、少子化が進む中、机上の政策を立てるより、現場を知ることのほうが重要だと思います。ですから、先ほど申し上げたように、町長みずからイクボス宣言をしていただき、女性の活躍を後押ししていただきたいと思います。町長のお考えをお

聞かせください。

次に、町立保育園2園の進捗状況について。

平成25年に実施した町立保育所耐震診断の結果、耐震基準を満たしていなかったため、町では園児の安全を確保するため、急遽、平成26年12月から平成32年3月まで、プレハブ園舎をレンタルし、対処していますが、既に3年を経過し、この間、民間の保育所が七本木地区に建設される計画があり、その動向を見ながら、また、町の出生率1.05も頭に入れながら、結論がおくれているのではないかと想像しています。

町立保育所のあり方、新園舎について検討するためのプロジェクトチームを編成し、検討しているようですが、新園舎建設に向け、どこまで進んでいますか。進捗状況をお尋ねします。

平成27年度上里町決算説明書には、最終報告は平成27年8月28日となっています。3年経過しているので、そろそろ具体化しているのではないかと思いますので、途中経過をお尋ねします。

1点目は、プロジェクトチームの構成委員。

2点目は、管外保育人数。

3点目は、平成26年12月から現在までレンタルにかかった費用はお幾らでしたか、教えてください。答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（納谷克俊君） 3番仲井静子議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 仲井議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、女性の活躍の推進について。ワークライフバランスを推し進めることについて。

①の管理職の意識改革と②の職員の働き方の改善については関連がございますので、まとめて説明をさせていただきたいと思います。

平成27年に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立し、町でも平成28年に、上里町における女性職員の活躍に関する特定事業主行動計画を策定いたしました。この行動計画は、職員がワークライフバランスを尊重し、仕事と家庭の両立を目指し、各種目標を立て、職場環境を改善していくというものでございます。

行動計画の中には、男性職員の育児休業について、上里町は過去に、男性の育児休暇取得が近隣市町よりも実績があり、取得率、取得人数といった数値目標にとらわれることなく、広く職員の各種制度の周知と男性の育児参加について、理解を求めていくことを目指しておるところでございます。

また、育児休業取得該当職員には、育児・介護関係における各種制度を周知するとともに、

積極的に利用を求めているところがございます。今後においても、職員に各種制度の周知は行ってまいりたいと思います。

また、他の自治体の行動計画における、男性の育児休暇取得に関する数値目標についての御質問でございますが、埼玉県が15%、本庄市が13%、神川町、美里町が1人以上の取得を目標としておるところでございます。

町では、職員の育児休業に関する国の法令、町の条例等の各種規定に基づきまして、育児休業、子の看護休暇、介護休暇等が取得できる制度が確立しており、各種休暇制度を利用している職員は、男女を問わず多数おります。引き続き、管理職の意識改革を含め、男性職員の育児に関する意識の向上、育児休業が取得しやすい職場環境を、築いてまいりたいと考えております。

続いて、職員の働き方の改善についてでございますが、近年、役場業務の複雑化、権限移譲等による業務増加、長時間勤務の慢性化などにより、官公庁、民間事業者問わず、全国的にワークライフバランス、働き方の改善、仕事の見直しが求められておるところでございます。

町では、女性職員の活躍に関する特定事業主行動計画においても、毎週水曜日のノー残業デーの徹底、ワークライフバランスの理念の推進と効率的な業務運営、女性が働きやすい職場環境の整備などを目標に掲げ、良好な職場環境の整備に努めていくとしております。

今後も職員研修、役場課長会などを通じて、全職員に対しまして、女性職員の活躍に関する特定事業主行動計画の理念と、効率のよい働き方を求めてまいりたいと思っております。

続きまして、パタニティ・ハラスメントに関する質問についてでございます。

パタニティは、英語で父性を意味し、男性が育児参加を通じて、みずからの父性を発揮する権利や機会を、職場の上司や同僚などが侵害する行動に及ぶことをパタハラといいます。男性が育児参加をしたいという意識が向上する反面、職場での理解が不十分なことにより、その権利が阻害されてしまうような事例があらわれるようになりました。

町といたしましても、町内企業においても意識改革をしてもらうように、啓発の方法を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、イクボス宣言でございます。

イクボスとは、男性の従業員や部下の育児参加に理解を示し、積極的に支援をする経営者や上司のことをいいます。全国知事会、県内市町村では、さいたま市が昨年、イクボス宣言をしました。

町でも、先に述べましたが、育児関連の各種制度を整備しております。過去においても、職員から申請された各種休暇制度について、管理職は全て休暇取得を認めております。しかしながら、職場ごとに異なる休みのとりやすさの違い、休業制度はとりづらいという思い込みなど

から、結果的に男性の育児休業の取得率が向上しないのも事実であります。

町といたしましても、上司である管理職が、男女を問わず部下のワークライフバランスを考え、育児・介護などのために時間を使うことを自然な形でできる組織づくりを目指してまいります。

イクボス宣言については、埼玉県を初め、近隣の自治体等の動向などの状況を踏まえ、今後、調査研究してまいりたいと考えております。

また、固定的な性別役割分担意識の解消を含めた、男性の意識改革への町の取り組みについてでございます。

今年度6月の男女共同参画週間では、「男の家事が社会を変える」というテーマで講演会を行い、家庭内における男女の役割分担を見直すきっかけづくりを行いました。

また、先日、広報かみさと3月号とともに各世帯にお配りした情報誌ウィズユーでは、女性活躍推進法について掲載し、男女ともに働きやすい職場環境についても啓発をしているところでございます。これらにより、住民の皆様や町内事業所において、女性活躍について、理解や意識を高めることを期待しておるところでございます。

また、町では平成29年度に、上里町男女共同参画意識調査を実施する予定でございます。この調査を行うことによって、上里町の男女それぞれの意識に関する傾向が見えてくると考えられます。社会情勢の変化や男女共同参画を取り巻く環境の変化に対応しつつ、男女共同参画社会の実現に向けて努力をしていきたいと、このように考えておるところでございます。

次に、2番の、町立保育園2園の進捗状況について。

仮園舎での運営が3年を迎え、新園舎の計画はどこまで進んでいるかについて、先日の沓澤議員の答弁でお答えした部分もでございますが、御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

現在の新園舎建設の計画の進捗状況についてでございますが、現在、保育所等町内検討委員会を開催しております。このプロジェクトチームのメンバーにつきましては、副町長を委員長として、総務課長以下、総合政策課長、子育て共生課長、健康保険課長、まち整備課長、中央・長幡保育園長を含めた8名で進めております。その中で、公立保育所を1園建設するという目標に向けて、協議を行っているところでございます。

検討内容は、将来的児童数の推移を検討した定員計画による適正規模、幾つかの候補地による建設場所、公立保育所の付加機能などを協議しております。

次に、開園予定の時期につきましては、平成32年4月の開園を目指しております。今後、外部委員も含めた公立保育所建設検討委員会を開催し、大まかには、平成29年度に概略設計、平成30年度に詳細設計、平成31年度に建設といったスケジュールで実施してまいりたいと考えて

おるところでございます。

それから、保育所の新年度における入所利用調整の結果、管外の保育園には、113件委託をしておるところでございます。

最後に、プレハブ園舎のリース費用でございますが、平成26年12月から平成29年2月までで、長幡と中央の2園、合計月額268万1,640円、総額で7,240万4,280円となっております。

○議長（納谷克俊君） 3番仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

○3番（仲井静子君） 最初に、保育園のことを確認させていただきます。

今、仮設で3年経過してはいますが、実際、中央保育園に行きました。そうしたら、保育士さんが休憩する場所がなくて、本当に大変なところで働いているわけなんですけれども、仮設は仮設であって、本当にちゃんとした職場環境づくりという面でも、職員さんが広々としたところで休憩できるよう、日報を書くにしても、父兄の方にお便りを出すにしても、事務仕事をやる場所もないほど狭かったというのは感じています。

ですので、今度、新園舎をつくる場合でも、保育士さんたちが休憩できる、リラックスして休憩できるような休憩所を、職員の休憩所をつくっていただきたいと思いますが、町長にお尋ねします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 仲井議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

最近、中央保育園に行ってみたら、職員の休憩場所がないというような環境の中で働いていると、そういうお話をいただいたわけでございますけれども、今回、新園舎をつくるに当たりましては、そういうところも余裕を持って、少し考えていきたいと。そして、職員の皆さんもゆっくり休憩ができたり、育児の完全な保育園が運営できるように取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 3番仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

○3番（仲井静子君） 次に、町の女性職員活躍推進行動計画についてですが、この計画が実施されて、もう1年たっているわけです。残り4年ですけれども、その間、PDCA、実行して、評価して、改善する点は改善して、見直すというところ、途中、やっていただきたいと思いますが、町のほうはどのように考えていますか。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 女性職員の活躍に関する特定事業主の行動計画に掲げた目標については、年度ごとに、女性職員の割合、男女別役職級別割合、男女別育児休暇取得率等、時間外勤務時間、年次休暇取得率など、実績を踏まえて、検証を行っておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 3番仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

○3番（仲井静子君） 1年ごとに検証を行うということですが、その結果は、例えばホームページとか、そういうので報告をしているわけですか。一般住民のほうに公表していますか。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） ホームページのほうへ、住民に知らせるための結果は報告をしているということでございます。

○議長（納谷克俊君） 3番仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

○3番（仲井静子君） 女性職員が、仕事をしながら家事もやっているわけですが、両方の、仕事をしながら、いろんな悩みとか、情報を提供していただきたいとか、そういうのは、町のほうでは相談窓口が用意してあるのか。例えば、親の介護の問題が身に迫ってきたときなんかの、どうしたらいいかという相談窓口は用意してありますか。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） そういった相談係につきましては、総務課で対応しておるところでございます。相談はきちんと受けているということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（納谷克俊君） 3番仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

○3番（仲井静子君） 町の女性職員の活躍推進に関する計画相談ですが、臨時職員に対しては、これが適用されますか、お尋ねします。育休とか介護休暇とか、そういうことに関して、1年契約の臨時職員に対して適用しますか。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 臨時職員については、まだそういうところまではいっておらないよう

でございますけれども、一つ、今後検討していく必要があるのではないかなど、そんなふう
に思っておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 3番仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

○3番（仲井静子君） 女性が、仕事と家庭の両立という問題で、本当に大変な思いを
していますので、是非とも男性職員の協力が必要だということで、意識改革、働き
方の見直しも考えてやっていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わりにいたします。

○議長（納谷克俊君） 3番仲井静子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時0分休憩

午前11時14分再開

○議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

5番齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） 議席番号5番齊藤崇でございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、大きく分けて2点でございます。

まず1点目、健康マイレージ制度について。

最初に断っておきますが、「ケンコウ」という字が、「コウ」が2通りの言葉が出てきます。
一般的には、健康管理の「健康」ですね。続いて出てくるのは、「健幸」という字が混同して
文章の中に入っていますので、皆さん、前後の文章で理解していただければというふうに思
います。

まず1点目、本町で実施している健康マイレージのグレードアップについて。

健康診断を受けたり、スポーツ大会に参加するなど、健康づくりに取り組むごとにポイント
が加算され、住民に地域商品券や健康器具を贈呈する制度の導入が県内自治体で広まってお
ります。近隣の自治体では、行田市、深谷市、それに寄居町など。

本町においても、タイトル、内容は若干違っているものの、「上里町いきいきスタンプラリ
ー」と銘打って、商品交換条件を満たした先着150名に非売品のこむぎっちグッズを贈呈とい
う事業に取り組んでおります。

近隣の栃木県大田原市では、国から認定を受けた地域活性化総合特区の事業の一環として実施。大田原市健幸ポイントプロジェクト、「健康は自分に贈ることのできる最高のプレゼント」、市民一人ひとりが「健幸」であることを目指して実施しております。

さて、2025年問題、御存知のとおり、2025年の日本は、団塊の世代が75歳を越えて後期高齢者となり、国民の3人に1人が65歳以上、4人に1人が75歳以上という超高齢化社会を迎えます。この超高齢化が進む日本社会、誰もが健康でありたいと願うのは、万人が考えていることと思います。

そこで、今、埼玉県でも2017年度から、「県コバトン健康マイレージ制度」を導入するといっております。地域商品券の提供など特典を与えることで、高齢者でなく健康に関心のない層や、働く世代が健康づくりに取り組むきっかけにしたい。県は、17年度当初予算案に1億5,000万円を計上しました。

健幸であることは、本人はもちろん、医療・介護費の抑制につながるのではないかと思います。

医療介護リスクから見れば、高齢になれば、疾病などにかかるリスクも高まります。生涯医療費の推移を見ると、75歳から79歳でピークを迎えます。70歳以降に生涯の医療費の約半分がかかっている。では、介護はというと、要介護、要支援を含めませんが、になるリスクは、75歳から上昇し、85歳から89歳では半数が要介護の認定を受けているというデータがあります。

本町においても、医療介護費が年々増加し、町の財政を圧迫していると、事あるごとに町長は言っておられます。

この図を見てください。これが過去5年間の町の医療・介護費の推移です。ちょっと、医療とこれが分かちやうって、見づらいかもしれませんが、グリーンが医療費、ピンクが介護費です。23年度、過去5年間見ますと、このようなグラフになります。数字的には、23年度が、これを合計した数字が38億1,400万円で、ずっと27年度を見ますと、43億5,900万円。単純に、1年で1億円ずつ増えている換算です。

このように、医療・介護費がうなぎ登りで、右肩上がりで増えています。ですから、5年間で約5億円。繰り返しになりますが、1年間ごとに約1億円ずつ、医療・介護費が増えているという計算になります。

そこで、先ほど触れましたように、町で取り組んでいる上里町いきいきスタンプラリーですが、他の自治体とちょっと比較してみました。内容は、ちょっと本町のほうが乏しいように思います。

一つには、事業対象、項目が少ないこと。ちなみに、寄居町では42の項目、事業対象があるのに対し、本町では18項目しかありません。また、特に高齢者に対しては、自分の取り組みと

いう、自分でオリジナルな目標を掲げて、それで、毎日自宅で行う運動や食習慣への取り組みをする評価もあります。

2つ目は、ポイント制度です。現在、町ではこむぎっちグッズ、先ほど言いました非売品の贈呈と、抽象的な表現での取り扱いですが、これをもっと具体的な内容にできないか。例えばですが、ポイント交換の経費が、例えば100万円かかったとします。これに対して、医療・介護費が1,000万円抑制できたらどうでしょうか。費用対効果は歴然です。

最後に、住民に対する周知方法。物事を始めるときは、きっかけが大切かなというふうに思うわけです。

このきっかけづくりですが、1人でも多くの住民に参加してもらうことが、あらゆる面で効果が上がるのではないかと思います。広報、ホームページはもちろんのこと、そのほかあらゆる手段を使って、町民にお知らせすることが肝要と思います。

何かを始めるときは、やっぱりこの取っかかりが、とでもいうんでしょうか、こういうものが必要というふうに思われるわけであります。今後どのような取り組みを推進していくのか、町長の考えを伺います。

次に、医療機関の充実についてです。

1つ目として、高齢化社会に対応できる医療機関の考え方について。

最近、高齢者ドライバーによる交通事故が全国的に多発しております。上里町は、東西約6キロメートル、南北は約5.5キロメートル、総面積29.21キロ平米、さほど大きな広さではありません。しかし、多くの町民の移動手段は、自動車、マイカーに頼るのが現状ではないでしょうか。

そこで、町内の開業医、医院を見ますと、嘉美地区が4軒、長幡地区はゼロ、七本木地区が19軒、神保原地区は8軒で、合計31軒の開業医があります。また、半数が歯科医院、歯医者さんです。そこで、理想像として、どれくらいの人口に対して、医療機関、開業医ですが、あるのが望ましいか調べましたところ、全国の医療施設に従事する人口10万人に対しての医師数は、平均が233.6人です。

都道府県別では、京都府が最も多く307.9人。続いて、東京都、徳島県の順になっています。では、少ない都道府県はというと、驚くことに埼玉県が最も少なく、152.8人。続いて、茨城県、千葉県順になっています。

この数字を上里町に換算しますと、平均では約72.4人。埼玉県の152.8人を本町に当てはめると、約47医院というんですか、47人の医師が必要ではないかというふうに考えられます。

また、本町の人口分布を見ますと、七本木地区が最も多く1万7,274人、神保原地区5,554人、嘉美地区4,385人、長幡地区が最も少なく4,056人となっております。

先ほど、医師、医院について触れましたが、七本木地区と神保原地区に偏っているんじゃないかなというふうに思います。個人の開業医ですから、また、医師としてなりわいを立てているわけなので、どこに開業してもいいとは思いますが、しかし、これも繰り返しのようになってしまっていますが、超高齢化社会を迎えるわけですから、行政としても何か対策を考えるときではないかなというふうに思いますので、町長の考えを伺います。

最後に、2番として、長幡地区に医療機関がないことについて。

①とも関連しますが、御存知のとおり、長幡地区には医師、医院は一つもありません。先ほどの埼玉県の数字を本町、長幡地区に当てはめても、6.2人という数字になります。6.2人、要するに、医師が必要ではないかというふうになります。

町では、「かかりつけの医師、歯科医を持ちましょう」、こういうパンフレットを出しております。御存知だと思うんですが、これはどういうことかという、ちょっと要点を読み上げてみますと、「日ごろの診察のほかにも、気軽に健康相談や家族ぐるみの健康管理をしてもらう身近なお医者さんとして、かかりつけ医を持ちましょう」というのが、このパンフレットに書かれている内容です。

あなたの健康状態や病歴を把握しているため、高度な治療や精密検査が必要な場合は専門医を紹介してくれるなど、適切な対応をしてもらえます。さらに、病気が重篤になる前に発見でき、適切な処置ができると思うので、本人はもちろん、行政にとっても、医療費削減につながるのではないかと思います。

このようなことから、長幡地区に是非、医師（医院）を誘致してほしいわけですが、行政として、町として何ができるのか。例えばですが、開院に当たり、土地を無償で提供するとか、または格安に提供するとか、何かができるんじゃないかなというふうに思うわけです。

いずれにいたしましても、地域が過疎化にならないよう、最善を尽くしていただきたいと思いますが、町長の答弁をお願いいたします。

これで、壇上からの質問を終わります。

○議長（納谷克俊君） 5番齊藤崇議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 齊藤崇議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

1番の健康マイレージについて。

①本町で実施している健康マイレージのグレードアップについて。

②医療介護費の抑制につながると思うが。

③ポイント制度の充実について。

3つとも関連がございますので、一括してお答えをさせていただきたいと思っております。

当町の健康マイレージ制度につきましては、平成25年度より、がんに関する正しい知識の普及を行い、検診の受診率向上を図るため、多くの方に関心を持っていただくことを目的とした上里町いきいきスタンプラリー事業として開始をしたところでございます。

現在、スタンプラリー事業に、がん検診のほか、特定健康診査、認知症サポート養成講座及び歩け歩け運動などの事業を加え、医療費や介護費の抑制と、町づくりの活性化に取り組んでいるところでございます。

こうした中、平成28年度からは、埼玉県が全県展開進めております健康長寿埼玉モデル、毎日1万歩ウォーキングに取り組み、スタンプラリー対象事業として追加し、今年度は19項目となったところでございます。

しかしながら、町でも超高齢化社会を迎えるに当たって、さらなる充実が必要だと考えておるところでございます。

健康長寿埼玉モデルにおいては、毎日1万歩にプラスして、筋力トレーニングや栄養バランスのよい食生活を実践すると、医療費を抑制することが実証されており、町でも効果検証を予定しておるところでございます。

御指摘のとおり、スタンプラリーの対象事業をさらに充実させることにより、多くの方が健康づくりに取り組むことになれば、費用対効果も大きいと思われるところでございます。

最近では、効果は高いが費用も高い新薬なども保険適用となっており、全体の医療費で見ますと、すぐに削減できるか一概には言えませんが、町の医療費、介護費の削減に貢献できるものではないかと期待しておるところでございます。

また、幅広い年齢層で多くの住民が参加できるよう、広報やフェイスブックなどを使い、積極的にアピールをし、健康無関心層や働く世代にも、健康づくりに取り組むきっかけづくりとしていただきたいと考えておるところでございます。

また、対象事業に参加できない高齢者の方でも、健康づくりのきっかけとなるよう、寄居町等で実施している、自分の健康目標に取り組んだ方にポイントを付与する方法なども参考にしていきたいと、このように考えておるところでございます。

今後の町の取り組みといたしまして、現在のスタンプラリー事業を、埼玉県が進めている健康マイレージ制度へグレードアップできないか、前向きに検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、2番の医療機関の充実についてのお尋ねのうち、①高齢社会に対応できる医療機関の考え方について、②の長幡地区に医療機関がないことについて、関連がございますので、一括してお答えを申し上げます。

急速な高齢化の進展により、団塊の世代が75歳以上となる2025年度には、年齢構成などの人口構造の変化に伴う医療・介護の需要の大きな変化が見込まれております。また、埼玉県における医師数の状況につきましては、御指摘のとおりでございますが、町の診療所につきましては、近年増加しておる傾向にあるわけでございます。

こうした中、医療や介護を必要とする高齢者の方が、できる限り住みなれた地域で、必要なサービスの提供を受けられる体制を確保することが求められております。そのための地域の医療提供制度については、都道府県が中心となった整備を推進しており、埼玉県では平成28年10月に地域医療構想を策定したところでございます。

高齢化社会に対応できる医療機関の考え方については、今後、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要であると考えておるところでございます。

超高齢化社会を迎えるに当たり、在宅で安心して暮らせることができるよう、かかりつけ医を持ちながら、訪問診療（往診）やみとりなど、在宅療養できるための仕組みづくりを、医師会等の関係機関と連携しながら推進してまいりたいと思っております。

また、議員御質問にございます、長幡地区に医療機関がないことについてでございますが、医療機関を誘致することになりますと、誘致後の運営等を含め、難しい面もございます。当該問題につきましては、北部医療圏における医療資源や地区の医療ニーズなどを踏まえ、高齢者の交通手段の確保とあわせて、研究をしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（納谷克俊君） 5番齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） ありがとうございます。

何点か再質問させていただきます。

まず、先ほど答弁いただきましたが、本町の健康マイレージについてですが、先ほど私が言ったときは、対象項目が18なんですよ。それに町長の答弁では、1項目追加して19項目という答弁でありましたが、やはり、各地区に公民館と地区館がございます。各地区館でもいろいろな事業をやっている中で、先日の広報と一緒に配付された公民館だよりなんかを見ますと、毎週定期的に体操、ちょっくら体操だとか、いろいろ筋力アップ体操とかやっていますが、これをやはりもう少し、こういうふうな事業もポイント対象になるよという、もう少し、住民に対して、わかりやすくというか、入り込みやすいというか、参加しやすいようなシステムをつかってほしいなというのがあります。

それで、1人でも多くが、先ほど私が言いましたように、多くの人に参加することによって、

効果がアップするというふうに考えますので、その辺の事業、項目ですか、事業について、もうちょっと、内容をアップした取り組みができないか、もう一度町長にお伺いしたいと思えます。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほど、ちょっとお話をさせていただきましたけれども、齊藤議員から、18項目をマイレージ事業としてやっているというお話でございましたけれども、先ほどもお話申し上げましたように、健康長寿埼玉モデル、毎日1万歩ウォーキングを取り入れまして、19項目ということになったわけでございます。

今、各公民館等でいろいろ取り組んでいただいております、健康アップ体力きょうせいや筋力アップ体操だとか、そういうこともいろいろやっておるわけでございますけれども、これをもう少し増やして、皆さんがもっと参加しやすい項目を取り入れたらどうかということでございます。

寄居地区におかれましては、たくさんのマイレージ事業もやっておるようでございますから、それらも参考にしながら、今後少し検討させていただいて、項目を増やしていきたいと、このようにも考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 5番齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） 次に、県が17年度から県コバトン健康マイレージ制度を導入する、当初予算案に1億5,000万円計上したという記事が新聞に掲載されました。

これについて、県がこの取り組みをするということについて、各自治体はこれについて、どういうふうな恩恵というか、どういうふうな取り組みをしなければいけないかという指針みたいなものは、17年度ですから4月からですよね。その辺について、どういう指針で来ているか、お伺いします。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 現在、町は健康づくり事業として昨年度から3年間、健康長寿埼玉モデルに日本女子体育大学と連携して取り組んでおるところでございます。

埼玉県が進めるマイレージ事業は、健康長寿埼玉モデルの成果を大きく普及させるため、平成29年度より開始をされるものでございます。

町といたしましては、県のマイレージ事業の状況や町の健康長寿埼玉モデルの成果、現在の事業等を精査しながら、さらに対象事業の拡大等、関係各課と調整して、当該モデル事業の終

了後の平成31年度以降に取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 5番齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） ありがとうございます。

続いて、先ほどの答弁の中で、毎日1万歩という答弁の中にありました。これが、1万歩以上というのが一番、理想の数字なんだと思うんですけども、本町は日本女子体育大学と締結していますよね。その中で、ただ単に1万歩という歩き方では効果がないのではないかなと、私的には考えるんですけども。

というのは、専門家の方に、年一度、ふれあいまつり等がございますが、そういうときに来ていただいて、歩き方教室というんですかね、ただ単にじゃなくて、どの程度のスピードとか、どの程度の足上げが必要なのか。例えば、1キロ歩くのに何分が適正なのか、そういった具体的な歩き方をレクチャーしていただくというふうなことも、私は必要ではないかなと。せっかく日本女子体育大学と締結しているわけですから、そういうことにも取り組んでもらいたいなと思っておりますが、町長のお考えを伺います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 齊藤議員がおっしゃるように、ただ1万歩歩けばいいということではないようでございまして、日本女子体育大学の先生に来ていただいて、町のふれあいまつりのときに、桜まつりだとかそのときに、周りを、歩き方を教授をいただきながら、指導をいただいておりますのでございまして、そういうことをやるのが、非常に効果が上がってくるのではないかなと、そんなふうにも思っておりますのでございます。

○議長（納谷克俊君） 5番齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） ありがとうございます。

それと最近、社協のほうの管轄になるのかもしれないんですけども、各地域で、ふれあいサロンということで立ち上げている地域が多くなっているかなというふうに聞いております、

こういうふれあいサロンの内容を、恥ずかしいことながら、藤木戸、私の地元ではないんですけども、まだ立ち上げていないんですが、そういったところで、要するに、健康マイレージに関するような取り組みですね。そういうことをメニュー化して、モデル化してやったらどうかかなというふうに思いますが、そういう取り組みを今後考えているかどうか、教えていただけますか。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） ふれあいサロンにおかれましては、地域の皆様方が地域の集会所だとか、そういうところで、身近に歩いていけるところで、いろいろやらせていただいておりますので、そういうところへ集まった皆様方に、健康マイレージ等の指導もやれば、本当にいいのではないかなと、そういうふうにも思っておりますので、齊藤議員の御提案もごございますので、是非地域サロンの中でも、そういうことも指導していければいいなと、そんなふうにも思っておりますので、今後前向きにやらせていただきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 5番齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） ありがとうございます。

先ほど壇上で発表しました中に、健康に関心のない層や働く世代が健康づくりに取り組むきっかけにしたいということ述べたと思うんですが、この間調べていただいたんですが、平成28年3月31日現在で、町の40歳以上の人口が1万8,336人おるわけです。それで、当然40歳以上ですから、単純に60歳までを見ても、現役の方がかなりいるわけですが、特に健康マイレージのポイント制度に、必須項目というのが必ず、本町でも寄居町でも同じような項目があります。例えば健康診断だとか、こういうものは必ず受けなさいよ、健康診断、人間ドックもそうなんですけど、そういうものは必ず受けてくださいと、これは必須項目の中にあるわけです。

それで、例えば現役の人ですと、会社、企業とか、そういうところで健康診断を毎年受けているということが、往々にして多いんじゃないかなというふうに思うわけです。現役の人が、そうやって、こういう健康マイレージ制度に参加するに当たっては、町で計画する、今言った健康診断だとか人間ドックには、恐らく参加というか、受診されないんじゃないかなと思うんですが、こういうふうな、現役世代の方が企業等で受けた、そういった健康診断なんかもポイントとして、提出すればポイントに加算されますよというふうなことを是非取り上げてもらいたいんですが、町長の考えをちょっと伺います。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 民間企業なんかにお勤めの方が、その会社で健康診断等、人間ドック等、入っておる方もあるわけでございますけれども、健康マイレージの中に、そういう項目が、まだ上里町は入っておらないわけでございますけれども、今後そういうことも、そういう受診を受けられた方は健康マイレージの中に取り込めるように、今後検討してまいりたいと、このように思っておりますのでございます。

○議長（納谷克俊君） 5番齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） 続いて、医療機関についてですが、交通事故、1,000人当たりという
と、上里、本庄は常にワースト1・2と争っているんですが、医師数というか、医院も埼玉県
がこれだけ少ない。これ、調べてみてびっくりしたんですけれども、何で埼玉県が最下位なん
だというふうに思ったわけです。

これをだんだん、だんだん上里町に当てはめていくと、最終的には74人、平均では、埼玉県
の数字を当てはめると47人、31人に対して、かなり少ない数字が出てきているわけです。それ
で、さらに、要するに高齢化、超高齢化になってくると、先ほども言ったように、移動手段、
車、マイカーがほとんどになってしまうんですが、やはり長幡地区にない、医療機関が一つも
ないというのは、今後、超高齢化社会に対応する考え方として、何か寂しいというか、ちょっ
と矛盾しているというか、というふうに思うんですけれども、先ほど町長は、これはなかなか
難しいような答弁をさせていただいたんですけれども、どうして長幡地区に医療機関、誘致する
というか、推進するのが難しいというのはどういうことなのか、もう少し具体的に説明してい
ただけですか。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 長幡地区にも、もちろんあったほうがいいのは間違いないのでござい
ますけれども、そういうところに優遇措置をするということにおかれましては、ほかの医師等
の関係もございます。また、外部の条件として、長幡地区は群馬県境ということで、藤岡の医
療機関、たくさんあるわけでございまして、そういうところに行く皆さんが非常に多くなって
おるわけでございます。

できればあったほうがいいのは間違いないんですけれども、そういった意味で、非常に町が
何か補助的なことをやってやるというのは、非常に難しいのではないかなと、そんなふうに思
っておるところでございます。

○議長（納谷克俊君） 5番齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） それはわかるんですけれども、難しいなということはわかるんですけ
ど、やはり先ほどから、壇上からも言ったように、超高齢化になって、さらに町では、かかり
つけ医というものを推奨しているわけです。そういう観点から考えると、やはり少なくとも自
転車で行けるくらいの距離にあったらなと思うのは、私だけではないと思うんですよね。

やはりその辺を、今の医院の分布を見ますと、やはり七本木、神保原に偏ってしまうわけな

んですけれども、これをじゃ移転してくれと町に要請するわけにも、私はいかないと思います。ましてや、先ほど言ったように、開業医であれば、自分なりに考えて、なりわいとして生計を立てるわけですから、自由といえ自由なわけですね。

ですけれども、もし万が一、そういったお医者さんの卵とかがいて、どこかに開業したいなというふうな案件があった場合は、町としても積極的に、例えば、先ほどの保育園の問題なんかも出ていましたけれども、そういったときにも、やっぱり行政のほうも、誘致をこう、あつせんするというんですか、協力してあげるといいう体制があるわけですから、そういうことで、お願い程度のことしか言えないと思いますけれども、是非そういうことを念頭に置いて、今後取り組んでいただければなというふうに考えますが、よろしく申し上げます。

○議長（納谷克俊君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 医療機関のほうから、どこか上里町にいい場所はないですかと、そういう申し出でもございますれば、是非長幡地区が、これだけの人口を有するところに1件も医療機関がないということでございますから、そういう面におかれましては、是非長幡地区で開業したらどうですかと、そういう指導はやっていきたいと、このように思っておるところでございますけれども、町が優遇措置ということでやることは、非常に難しいのではないかなと、先ほど申し上げたとおりでございます。

○議長（納谷克俊君） 5番齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） ありがとうございます。

以上で私の質問は終わります。

○議長（納谷克俊君） 5番齊藤崇議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

◇

◎散 会

○議長（納谷克俊君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時54分散会